

2014. 1

# Law Office YODOYABASHI

No.21



万博しだれ梅

〒541-0041

大阪市中央区北浜4丁目1番21号 住友生命淀屋橋ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104 (代) FAX 06-6229-0936

URL <http://www.yodo-law.com>

# 弁護士からのご挨拶



藤井 勲

最近、日本(人)は世界の中でも最も徳義が高いと見られていると聞きました。あの戦争以来約70年、人の一世代くらいの間、首をすくめて過ごしてきて、他国を侵略、侵奪したことがおよそなかったからでしょう。

そのため、多くの犠牲を払いましたが、この評価は大きな宝物であり、そういえば海外旅行をしても、どこでも概ね友好的に見てくれるのもそのおかげでしょう。今後ともその立場を大切にして、お互いの人間関係にも及ばしていけたらいいと思います。

私は今年65才となりますが、日々、仕事に精励し、今年もおつき合いをいただく方々と若者世代のお役に立ちたいと考えています。

そういった若者世代に戦争を1センチでも近づかせないため、近時、提唱・提案されている積極的平和主義そして特定秘密保護法に反対をしなければならぬと考えています。

山本 彼一郎



太田 真美

紛争解決の手段である法的手続はこの10数年間に相当整備されました。今後も新たな手続が生まれることでしょう。

それを使いこなす技術を磨き、社会の変動期に生きる弁護士として、皆様のお役に立てるよう精一杯努力してまいります。

5年ほど前から、株式会社GSユアサコーポレーションの社外監査役に就任し、内側からのコーポレートガバナンスを見ています。

今後も、紛争解決だけではなく、紛争予防をも視野にいたした適切なリーガルサービスを提供します。

阿部 清司



出口 みどり



大学を卒業して30余年、公私共にしゃにむに突っ走ってきましたが、心の底では、自由な学生という身分に憧れ続けて参りましたが、昨年4月より、神戸大学大学院経営学研究科MBAコースへ入学し、1年半の間、東の間の大学院生としての学生生活を送ることになりました。実際には弁護士との二足のわらじで、自由とは言い難い状況ですが、向上心を忘れず初志貫徹したいと思います。

「良いものは良い。悪いものは悪い。」

誰だから良い、誰だから悪い、ということではなく、問題は行為自体の良し悪しです。そういった観点から物事をシンプルに割り切り、お困りの方の力になれるよう重厚な処理方針を早期に確立できるように精進いたします。

奥田 直之



安田 正俊



弁護士登録をして早15年目となりました。この間、損害賠償問題や不正請求・不当要求への対応、保険・金融関連法務、労働関係法務等、様々な分野でクライアントの皆様からのご愛顧を頂き、厚く御礼申し上げます。今後、より一層研鑽を高め、リーガルサービスを充実させ、クライアントの皆様のご期待に応えて参ります。

一昨年からは某企業の社外監査役を拝命していることもあり、昨年末に公認不正検査士の資格を取得しました。今後も皆様のご要望にお応えできるよう、新しいことに挑戦し続けてまいりたいと思います。今後ともよろしくお祈りいたします。

井上 敏志





### 今井 佐和子

ようやく景気回復の兆し見え始めました。昨年は、東京オリンピック開催決定など明るいニュースも多く、心なしか町行く人の表情も明るいように感じます。今年も、精力的に迅速かつ充実した事案解決に取り組んでいく所存でございますので、よろしくお願い致します。

弁護士10年目に入りました。いつの間にか中堅です。

「緻密かつ大胆」をモットーに業務に励んでいます。さらに緻密さに磨きをかけるとともに、初心を忘れず、大胆さを失わないよう心掛けたいと思います。

西野 航



### 高野 史恵

粘り強く積極的な交渉や訴訟活動を行う為には、体力も重要な要素であることを痛感する毎日です。

そこで、体力維持と健康の為に、時々職場の周囲を走ってみることにしました。疲れにくくなり体力もついてきた気がします。本年も益々精進致します。

弁護士登録して、はや4年が経過しました。昨年度も、クライアントの皆様を支えて頂きながら、事件処理を通じて数多くの経験を積ませて頂きました。今後も、依頼者の皆様にとって最も良い解決、サービスを実現できるよう、日々研鑽を積んでいきたいと思っております。

稲垣 真理



### 黒田 拓志

早いもので弁護士登録5年目となりました。

まだまだ未熟な私ですが、様々な分野の事件を適切に解決できるプロフェッショナルな弁護士を目指し、日々研鑽に努めたいと思っております。

昨年は、お陰さまをもちまして公私共々充実した年を過ごすことができました。これもひとえに皆様方の温かいご支援の賜物と深く感謝しております。本年は午年ということで、サラブレッドのごとく広い視野を持ち迅速にかつ力強く職務をこなしたいと考えております。

鹿野 耕平



### 中 嶋 俊太郎

弁護士登録3年目も飛ぶように過ぎていきました。

今年は何か新しいことにチャレンジしていきたいと思っております。

日々精進して参りますので、よろしくお願い致します。

昨年は裁判員裁判に初挑戦しました。また昨年からは大阪弁護士会の「子どもの権利委員会」に所属することになり、学校内部で起こる法律問題について勉強させて頂いております。新しいことには臆せず挑戦していきたいと思っております。

松本 京子



### 河田 広徳

入所1年目は、新しいことばかりで、目の前の仕事をこなすことに必死な1年間でした。今年、自己研鑽にも時間を費やし、目の前の仕事をこなすだけでなく積極的に業務の幅を広げていき、成長した姿をお見せしたいと思っております。



## 役に立つ法律情報

### 第17回「平成25年の最高裁による違憲判決など」

昨年は裁判所による違憲判決など、重要な判断が重なり、世間の注目を集めました。国会もようやく重い腰をあげざるを得ません。

1 東京地裁は、平成25年3月14日、成年被後見人に選挙権を認めない公職選挙法11条1号を違憲と判断しました。

この判決を尊重し、国会は公職選挙法から同号を削除する法律改正をなし、成年被後見人も選挙権・被選挙権を有することになりました。法改正は平成25年6月30日から施行され、今次7月の参議院選挙において投票が可能となりました。

2 最高裁大法廷は、平成25年9月4日、民法900条4号但書のうち非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする規定部分を違憲と判断しました。この判決を尊重し、国会は同部分を削除し、平成25年9月5日以後に開始した相続からこの改正法が適用される法律改正をしました。

3 最高裁第三小法廷は、平成25年12月10日、性同一性障害で性別を女性から変更した男性について、第三者から提供された精子で妻との間にもうけた子を、法律上の子と認め、妻が婚姻中に妊娠した子は夫の子と推定するという民法772条の規定を字句通りに適用する決定をしました。法務省の判断を覆す決定です。早晩国会によりこれに応じた何らかの法的手当がなされるものと思われます。

他に、最高裁大法廷は第46回衆議院議員選挙について、現状の区割りを違憲状態と判断（平成25年11月20日判決）し、広島高裁岡山支部は第23回参議院議員選挙を違憲であり選挙無効と判断しました（平成25年11月28日）。これに対する国会の対応は不明ですが、参議院議員通常選挙に対して無効判決が言い渡されるのは初めてであり、相応のプレッシャーを国会に与えたものと思われます。

このように昨年は裁判所の判断が社会に与える影響の大きさを確認した年でした。

## 新年のご挨拶

このところ、アベノミクスとやらで景気も上昇し、企業の業績もよくなって社員の給料も上がり、社会全体に明るい兆しが見えています。

これはまことに結構なことですが、景気というものにはまことに気まぐれなもので、これに浮かれていると、またどんな落とし穴があるかわかりません。

やはり、我々は日々地に足をつけて、その各持ち場において着実な歩みを続けていくことが肝要なのでしょう。

当事務所は、今年もそのような視点で依頼者の皆様にお役に立てればと願っています。

平成26年1月

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

### 表紙の写真（万博しだれ梅）

大阪万博が開催されたのは1970年、以来43年がたち、公園の梅園の木々も成長して、今や開花期に多くの人が集まる名所となりました。

（撮影者 芝 康司）